

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法	法令番号	昭和23年法律第205号
手続名	医療法人の設立認可	根拠条項	第44条第1項
審査基準	<p>定款または寄附行為の内容が法令の規定に違反していないこと。</p> <p>具体的には、次のとおりである。</p> <p>役員及び社員（評議員）の数                  役員は原則として理事3人以上、監事1人以上。（ただし、常勤の医師（歯科医師）が1人又は2人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人については、知事の認可を受けた場合は、理事3人未満でよい。）                  社団法人とする場合、社員は3人以上。                  財団法人とする場合、評議員を置くことが望ましい。                  役員の構成からみて、特定の営利法人によって経営が左右される恐れがないこと。</p> <p>役員（理事、監事）の資格  <b>【理事】</b> 成年被後見人又は被保佐人でないこと。                  医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。                  に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。                  医療法人の開設する病院（診療所）の管理者は原則として理事に加えること。ただし、多数の病院（診療所）を開設する医療法人で、離島などの法人の主たる事務所から遠隔地にある病院（診療所）の管理者は、知事の認可を受けた場合は理事に加えなくてもよい。                  大学生又は成年であること。  <b>【監事】</b> 監事については、上記～の他、理事又は医療法人の職員（管理者を含む。）を兼ねてはならない。                  大学生又は成年であること。                  医療法人の役員（理事長を含む。）の親族は適当でない。</p> <p>理事長の資格 ... 医師又は歯科医師のうちから選出すること。</p> <p>資産要件                  医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差支えない。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましい。</p>		
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	90日
		標準経由期間	13日
		目次	15